

文化芸術振興費補助金

令和3年度助成対象活動募集案内

舞台芸術創造活動活性化事業



- ☐ 複数年計画支援
- ☐ 公演事業支援（一般枠／ステップアップ枠）

《助成金交付要望書の提出期間》

令和2年11月2日（月）～11月20日（金）

※要望書の提出方法がインターネットを介した電子申請に変更となります。

令和2年9月
独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

舞台芸術創造活動活性化事業の目的と仕組み	1
舞台芸術創造活動活性化事業の流れ ～応募相談から事後評価まで～	2
助成制度の仕組みと助成対象となる活動	4
助成の概要／助成の対象となる活動／舞台芸術創造活動活性化事業と芸術文化振興基金の違い 支援区分／助成の対象となる団体／実績要件／助成金の上限額／助成対象経費の考え方 複数年計画支援／公演事業支援（一般枠）／公演事業支援（ステップアップ枠） 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置について	
応募に当たっての留意事項	16
応募できない活動／支援区分間の併願／他の助成事業等への重複応募 活動内容等の変更／不正行為等に係る処分	
助成対象活動決定に係る審査の仕組みと事後評価の実施	18
審査の仕組み／審査基準／審査結果の通知 プログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）の配置 事後評価について／複数年計画支援における評価のイメージ図 文化芸術活動に対する助成システムの機能強化とPDCAサイクル	
内定後（採択決定後）の手続きについて	22
助成金の交付に係る審査後の手続き／概算払いについて／助成対象活動の経理 関係書類の保管／会計調査／振興会の活動の広報等への協力 シンボルマーク及び助成事業名等の広報物への掲載	
要望書の作成・提出に当たっての留意事項	24
要望書の提出者／要望書作成・提出時の確認事項／提出期間・方法	
分冊1 交付要望書作成要領 分野別（音楽／舞踊／演劇／伝統芸能／大衆芸能）	
分冊2 関連資料（文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱 ほか）	

《要望書提出方法・期間》 詳細はP. 24参照

「助成金交付要望書受付システム」より登録・アップロード

URL : <https://shinsei.ntj.jac.go.jp/shinsei/>

① 申請者情報登録（申請者ID取得）

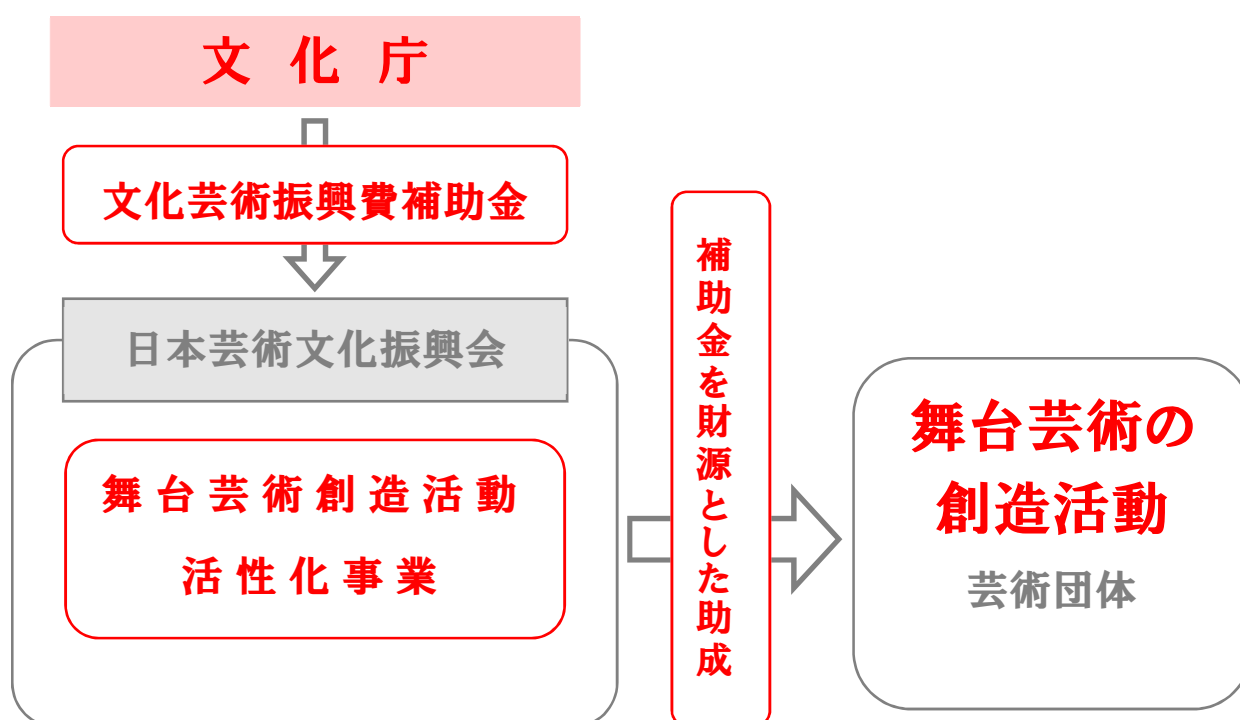
令和2年10月1日（木）～11月20日（金）

② 要望書提出（データ・添付書類のアップロード）

令和2年11月2日（月）10:00～11月20日（金）23:59

舞台芸術創造活動活性化事業の目的と仕組み

舞台芸術創造活動活性化事業とは、国からの補助金（文化芸術振興費補助金）を財源として、我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対する優れた舞台芸術鑑賞機会の提供を図るため、国内で実施する舞台芸術の創造活動を助成するものです。



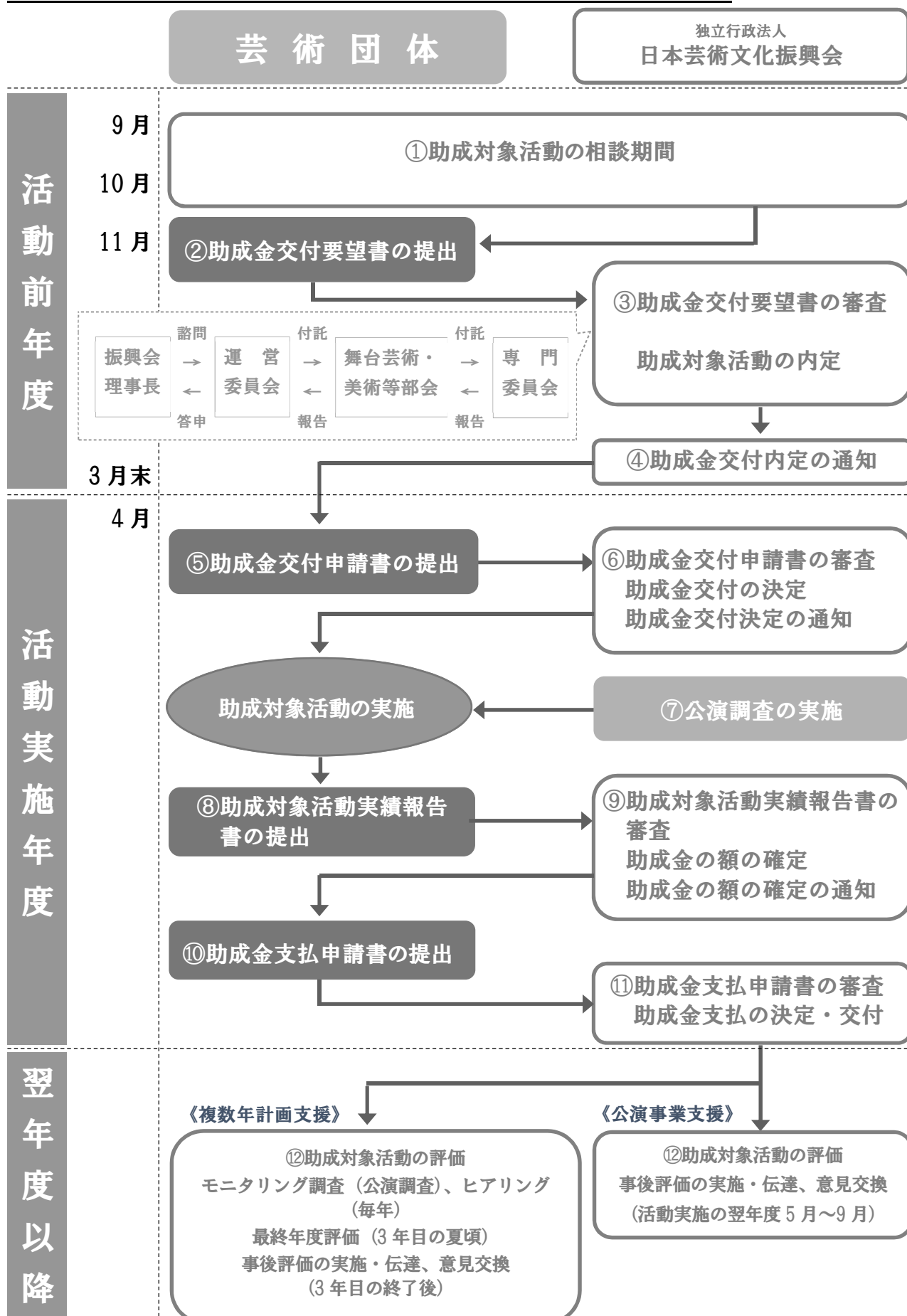
令和2年度 舞台芸術創造活動活性化事業 助成対象活動分野別採択状況

助成対象分野	応募件数(件)	採択件数(件)	助成金交付予定額(千円)
音楽	155	66	1,796,720
舞踊	64	29	621,827
演劇	153	74	678,688
伝統芸能	37	28	86,613
大衆芸能	23	15	121,985
合計	432	212	3,305,833

◎過去の助成事業事例を振興会ウェブサイトで紹介しています。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/about/1865.html>)

舞台芸術創造活動活性化事業の流れ ～応募相談から事後評価まで～



本事業は、芸術団体の芸術創造活動を支援するだけでなく、団体の今後の活動に対する助言等も行います。応募から事後評価まで複数年にわたる制度となりますので、企画の内容を十分に吟味した上で御応募ください。

項 目	時 期	内 容
①助成対象活動の相談期間	令和2年 9月下旬～ 10月30日まで	助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）や助成金交付要望書の記載手続きについては応募相談会やウェブサイトでご案内します。 お電話やメールでの御相談も可能です。
②助成金交付要望書の提出	令和2年11月2日～ 20日	助成金の交付を希望する団体は、助成金交付要望書（以下「要望書」という。）を提出してください。
③助成金交付要望書の審査 助成対象活動の内定	令和2年12月～ 令和3年3月下旬	提出された要望書の内容を審査し、助成対象活動及び交付しようとする額を内定します。審査の詳細については、P. 18を参照してください。
④助成金交付内定の通知	令和3年3月末	助成対象活動に内定した団体（以下「内定者」という。）に対して交付内定通知書により通知します。不採択となった団体に対しても審査結果を通知します。
⑤助成金交付申請書の提出	所定の期間内に 速やかに	内定者が内定を受諾した場合、助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。
⑥助成金交付申請書の審査 助成金交付の決定 助成金交付決定の通知	申請書受理後 速やかに	申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、内定者に交付決定通知書により通知します。
⑦公演調査の実施	活動実施日	助成対象活動について、当振興会のプログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）及び専門委員等が公演の調査を行います。
⑧助成対象活動実績報告書の提出	活動終了後 1か月以内	助成対象活動終了後1か月以内に助成対象活動実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出してください。
⑨助成対象活動実績報告書の審査 助成金の額の確定 助成金の額の確定の通知	実績報告書 提出後	実績報告書の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められるときは、助成金の額を確定し、確定通知書により通知します。
⑩助成金支払申請書の提出	額の確定通知 受取後	額の確定の通知を受けた助成対象者は、助成金支払申請書を提出してください。
⑪助成金支払申請書の審査 助成金支払の決定・交付	助成金支払申請書 提出後	助成金支払申請書の審査の後、助成対象者に対して助成金を交付します。
⑫助成対象活動の評価	令和4年5月以降	《複数年計画支援》 助成対象期間は毎年度モニタリング調査（公演調査）、ヒアリングを実施。3年目に最終年度評価を、3年目の終了後に事後評価を行います。 《公演事業支援》 活動を行った翌年度に事後評価を行います。 ※評価の詳細については、P. 19を参照してください。

助成制度の仕組みと助成対象となる活動

本事業は、国の令和3年度予算要求に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況により、内容変更や規模縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、御応募ください。内容変更等が生じた場合、書類の再提出や追加提出を求めることもありますので、御承知をお願いします。

助成の概要

本助成事業では、芸術団体が、自ら策定したミッション（社会的役割）及びビジョン（事業実施・経営の方針や戦略、助成を受けることによる5年後、10年後の目標とする将来像等）に基づいて実施する複数年の活動計画（3年間の活動計画）や活動（公演）に対して、助成を行います。

ミッション、ビジョン、活動計画や活動の目標及び内容は、助成金の交付要望書に明確かつ具体的に記載してください。交付要望書は、専門家により構成される委員会において、審査基準に基づき、書面及び合議による審査を行い、助成対象となる活動の選定を行います（審査の仕組みはP. 18を参照。）。

審査の結果、採択を受けた芸術団体は、目標達成に向け事業を進め、事業終了後に実績報告書を提出し、当振興会において、事業実施に係る経費の支払い等の確認を行った上で、助成金を交付（支払い）します（概算払いを行う場合は、例外的に事業実施前に助成金の一部を交付します。P. 22参照）。

なお、当振興会には、助成事業が、より一層有効かつ適切に実施されるよう、各芸術分野について専門的知識を有する、プログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）を配置し、その知見を活かして、助言等の充実に取り組んでいます。

また、本助成事業では、活動計画の策定（Plan）→活動の実施（Do）→事後評価（Check）→活動の改善（Action）からなる PDCA サイクルを有効に機能させることにより、我が国の舞台芸術振興を担う芸術団体の芸術水準の向上、運営基盤の強化を図ることを目指しています。（詳細はP. 21参照）。

助成の対象となる活動

応募できる活動の期間は、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）とし、日本国内で行われる、以下の活動区分（分野・ジャンル）に該当する公演活動が助成の対象となります（年度をまたぐ活動は対象となりません。）。また、一つの活動を複数の活動区分に重複応募することはできません。

分 野	ジャンル
音 楽	オーケストラ オペラ 合唱※ 吹奏楽 室内楽※ 等（※合唱、室内楽には古楽を含む。）
舞 踊	バレエ 現代舞踊 舞踏 民族舞踊 等
演 劇	現代演劇 児童演劇 人形劇 ミュージカル 等
伝 統 芸 能	古典演劇（歌舞伎、人形浄瑠璃、能楽等） 邦楽 邦舞 雅楽 声明 等
大 衆 芸 能	落語 講談 浪曲 漫才 奇術 太神楽 等

次に掲げるような活動形態の場合には、一つの活動として取り扱います。

- 特定の出演者等が、特定の演目について、原則として同一の場所で複数回にわたって公演する場合。
- 特定の出演者等が、特定の演目について、各地を巡回して公演する場合。
- オーケストラ、合唱団、吹奏楽団、室内楽団等が定期的に行う演奏会、演芸等の定席公演等。

舞台芸術創造活動活性化事業と芸術文化振興基金の違い

舞台芸術創造活動活性化事業と芸術文化振興基金の違いは以下に掲げるとおりです。

ひとつの活動を、両方の事業に重複して応募することはできません。団体の実績や活動の内容に応じて、いずれかを選択して応募してください。

舞台芸術創造活動活性化事業	項目	芸術文化振興基金 (舞台芸術・美術等の創造普及活動)										
直近3か年に応募分野において主催の有料公演を国内で一定数以上実施していること。	実績要件	【現代舞台芸術創造普及活動(音楽・舞踊・演劇)】 平成29年11月21日～令和2年11月20日の間に、応募分野において主催の有料公演を国内で1回以上実施していること。 【伝統芸能の公開活動】 過去に国内で主催公演を実施していること。										
脚本料や演出料、稽古料等の 公演本番日の前日以前の芸術創造活動に必要な経費 への助成(特定費目への助成)	助成対象となる経費	出演費や会場費等 公演本番に必要な経費 への助成(赤字の一部を助成)										
助成金の額は「 助成対象経費 」の 合計額 が上限となり、入場料収入等の自己収入が増加しても助成金の額に影響しない(赤字支援ではない)。	助成金の額	助成金の額は「 助成対象経費 」の 2分の1以内 でかつ、 自己負担金と同額以下(赤字支援) の額が上限										
<table><tr><th>収入</th><th>支出</th><th></th></tr><tr><td> 助成金 入場料収入 寄付金等収入 その他収入 </td><td> 助成対象経費 稽古費・音楽費・文芸費等 助成対象と ならない経費 出演費等 </td><td>創造部分 公演部分</td></tr></table>	収入	支出		助成金 入場料収入 寄付金等収入 その他収入	助成対象経費 稽古費・音楽費・文芸費等 助成対象と ならない経費 出演費等	創造部分 公演部分	助成のイメージ	<table><tr><th>収入</th><th>支出</th></tr><tr><td> 助成金 自己負担金 入場料収入 寄付金等収入 その他収入 </td><td> 助成対象経費 助成対象外経費 記入できない経費 </td></tr></table>	収入	支出	助成金 自己負担金 入場料収入 寄付金等収入 その他収入	助成対象経費 助成対象外経費 記入できない経費
収入	支出											
助成金 入場料収入 寄付金等収入 その他収入	助成対象経費 稽古費・音楽費・文芸費等 助成対象と ならない経費 出演費等	創造部分 公演部分										
収入	支出											
助成金 自己負担金 入場料収入 寄付金等収入 その他収入	助成対象経費 助成対象外経費 記入できない経費											
「複数年計画支援」「公演事業支援(一般枠)」「公演事業支援(ステップアップ枠)」の3つの支援区分がある。	その他											

支援区分

本事業では、公演本番日の前日以前の創造活動に係る経費の助成※を行います。支援区分には、下記の3つがあります。なお、複数年計画支援と公演事業支援（一般枠）については、併願が可能です（併願の方法等については、分冊の「提出書類及び記入例」を御覧ください。）。

※ 伝統芸能、大衆芸能分野については、その活動の性質上、本番の出演費等を選択することもできます（詳細は、分冊の「助成対象経費一覧表」を御覧ください。）。

○ 複数年計画支援

令和3年度から5年度にかけての3年間の活動計画に対して助成を行います。ただし、助成金は年度ごとに算定し、交付（支払い）します。

○ 公演事業支援（一般枠）

令和3年度（2021年4月1日～2022年3月31日）に実施する、芸術団体の個別の活動を助成します。

○ 公演事業支援（ステップアップ枠）

令和3年度に実施する、法人設立からの期間が比較的短い芸術団体の個別の活動を助成します。

支援区分	複数年計画支援	公演事業支援 （一般枠、ステップアップ枠共通）
助成の対象となる団体	一定の要件を満たす、法人格を有する芸術団体であって、外部監査や財務諸表等の公開を行っている団体 （詳細はP. 7参照）	○一般枠 一定の要件を満たす、法人格を有する芸術団体 ○ステップアップ枠 一定の要件を満たす、法人格を有する芸術団体であって、法人設立後10年以内の団体 （詳細はP. 7参照）
実績要件	P. 8参照	P. 8参照
助成金の上限額	P. 9参照	P. 9参照
助成の単位及び期間	3年の活動計画全体を助成 （3年間の継続助成）	1活動ごとに助成 （単年度助成）
助成金の額の算定方法	○音楽 助成対象経費の合計額及び入場料や寄付金等の収入の額に基づき算定 ○舞踊・演劇 助成対象経費の合計額及び有料入場率に基づき算定 ○伝統・大衆芸能 助成対象経費の合計額に基づき算定	助成対象経費の合計額に基づき算定
概算払い	活動の規模を問わず申請可能	期間、規模が一定以上の活動のみ申請可能
助成金の額の確定	1年間に行われる複数の活動を一括して助成金の額を確定 （複数の活動全体の中で助成金を柔軟に使うことが可能）	助成対象活動ごとに助成金の額を確定

助成の対象となる団体

応募に当たっては団体が下表記載の要件を全て満たしている必要があります。一つでも不足している場合、助成の対象となりませんので御注意ください。「✓」欄は、要件があてはまるか確認するために御活用ください。

【複数年計画支援・公演事業支援 共通】

✓	応募に当たって必要な要件
	我が国の芸術団体であること(伝統芸能分野については、伝統の保持・継続・発展等を目的として活動している団体であること。)
	主催公演の開催実績について、次頁「実績要件」に掲げる回数を満たしていること。
	団体が監事、監査役等による監査を実施していること。
	法人格を有する団体であること。
	スタッフ・キャスト等に当該分野について高い専門性があること。
	以下のとおり、法人の種別に応じて実演家を擁すること。
	【音楽・舞踊・演劇の場合】
	①一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人又は特定非営利活動法人(NPO法人)については、団体の構成員に実演家を擁すること。
	②上記①以外の法人格を有する団体については、原則として一定数以上の実演家を擁すること。
	【伝統芸能・大衆芸能の場合】
	③法人の種別に関わらず、実演家により構成されている団体であること。

【複数年計画支援のみ】

✓	応募に当たって必要な要件
	本事業の同一分野において2活動以上応募すること。
	監事等、監査を行う者のうち、1名は外部の者であること。なお、外部の者は公認会計士、税理士又は外部の企業等に所属し経理事務に5年以上従事している者でなければならない(団体が会計事務を委託している者や委託している企業等に所属する者は「外部の者」には含まない。)。ただし、公認会計士、監査法人による外部監査を受けている団体はこの限りではなく、監事等の要件を満たしているものとして取り扱う。
	財務諸表等は、ウェブサイト等で公開し、又は事務所に備え付け、一般からの要望があれば常に閲覧できる状態にしていること。

【公演事業支援(ステップアップ枠)のみ】

✓	応募に当たって必要な要件
	応募時(令和2年11月)において法人設立後、10年以内であること。

実績要件

応募する芸術団体は、原則として、下記に示す回数以上の自ら国内で主催する有料公演の開催実績を有することが必要です。なお、令和2年2月1日～11月20日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止された公演については、開催実績として算入していただくことができます（実績は、提出された実績資料（チラシや企画書等）で確認します。）。

公演数については、原則として1作品を複数回上演した場合でも1公演とします。

また、応募団体が企画・制作した公演であっても、当該団体が主催していないもの（第三者から依頼を受けて行った公演等）は、実績に含まないものとします。

【複数年計画支援】

分野	ジャンル	公演数 (直近3か年毎年)
音 楽	オーケストラ	自主公演 毎年10公演
	オペラ	自主公演 毎年 2公演
	合唱、吹奏楽	自主公演 毎年 5公演
	室内楽、その他	自主公演 毎年 2公演
舞踊・伝統芸能・大衆芸能		自主公演 毎年 2公演
演 劇		自主公演 毎年 3公演

【公演事業支援（一般枠）】

分野	ジャンル	公演数 (直近3か年の通算公演数)
音 楽	オーケストラ	自主公演 15公演
	オペラ	自主公演 4公演
	合唱、吹奏楽	自主公演 10公演
	室内楽、その他	自主公演 4公演
舞踊・伝統芸能・大衆芸能		自主公演 4公演
演 劇		自主公演 5公演

【公演事業支援（ステップアップ枠）】

分野	ジャンル	公演数 (直近3か年の通算公演数)
音 楽	オーケストラ	自主公演 10公演
	オペラ	自主公演 2公演
	合唱、吹奏楽	自主公演 6公演
	室内楽、その他	自主公演 2公演
舞踊・伝統芸能・大衆芸能		自主公演 2公演
演 劇		自主公演 3公演

実績要件が上記回数に満たない場合

実績要件が上記に満たない場合、本事業に応募できませんが、P. 5の開催実績を有する場合には、芸術文化振興基金の「舞台芸術・美術等の創造普及活動」に応募することができます。

詳細については、「芸術文化振興基金 令和3年度助成対象活動募集案内」を御確認ください。

助成金の上限額

助成金の額については、1団体当たり、各事業・各分野に応じて下記を上限とします。

分野	複数年計画支援	公演事業支援 (一般枠、ステップアップ枠共通)
オペラ・バレエ	120,000千円	60,000千円
オーケストラ	100,000千円	50,000千円
上記以外	80,000千円	40,000千円

助成対象経費の考え方

要望書に記入する助成対象活動に係る経費は、要望書のうち支出予算書に記入する「**助成対象経費**」と、収支計画書に記入する「**助成対象とならない経費**」の2つがあります。それぞれの経費の基本的な考え方は以下のとおりとなりますが、経費の具体例、詳細については、各支援区分・分野の「経費一覧表」(分冊を参照)に記載しています。

○「助成対象経費」

活動の実施に係る経費のうち、**公演本番日の前日以前の活動の創造部分に係る経費(稽古費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費)※**で、その性質に照らして助成を行うことが適当であると認められ、かつ、令和3年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できるものであることが条件になります。活動の実施に係る経費であっても、**令和3年3月31日以前に支払った経費は、助成対象経費にはなりません。**

※ 活動の性質上、**伝統芸能については、本番の出演費、会場費、舞台費及び運搬費の1/2、大衆芸能については、本番の出演費の1/2を助成対象経費として選択することもできます。**

○「助成対象とならない経費」

活動の実施に係る経費のうち、公演本番に関する経費及びその性質に照らして助成を行うことが適当ではない経費を指します。

上記のように、本事業は、公演本番日の前日以前の活動の創造部分に対して助成を行い、公演本番に係る経費は助成の対象にはなりません。公演本番に係る経費については、入場料収入や民間助成金、寄付金等の自己収入を充ててください。なお、経費を超える収入を得た場合でも、助成金の額には影響はしません(いわゆる収支差の赤字を補填する助成ではありません。)。芸術団体の多様な収入確保の意欲向上を促す助成の仕組みになっています。

収入		支出	
助成金		助成対象経費 (稽古費、音楽費、文芸費等)	創造部分
		助成対象とならない経費 (出演費等)	公演部分
入場料収入			
寄付金等収入			
その他収入			

複数年計画支援

複数年計画支援では、令和3年度から5年度にかけての3年間の活動計画に対して助成を行います。ただし、助成金は年度ごとに算定し、交付(支払い)します。そのため、芸術団体は、各年度開始前に助成金算定の根拠となる実施計画書を提出し、専門委員会及び当振興会において内容の確認を行った上で、助成金交付予定額を決定します。なお、**採択された場合、2年目、3年目は採否に係る審査は行いません。**

また、複数年計画支援では、我が国の芸術文化を牽引する芸術団体の芸術水準の向上、国民への優れた舞台芸術活動の鑑賞機会の拡大を図るとともに、芸術団体の運営基盤の強化を図り、舞台芸術活動の持続可能性を担保することを目的として、分野ごとの状況を踏まえつつ、有料入場者の増加、観客層の拡大、寄付金収入等の多様な収入手段の確保等を促す助成の仕組みを導入しています(各分野の詳細は、次項以降を参照)。

【全分野共通】

○ 活動計画推進業務費

複数年計画支援では、活動計画全体の企画制作・運営・事業推進に係る人件費等(企画制作や運営を直接担当するスタッフ人件費等)や入場者の増加につながるような広報活動の充実に係る人件費等(広報に特化したスタッフ人件費等)について、活動計画推進業務費として計上することができます。ただし、その額については、**活動計画推進業務費を除く助成対象経費の合計額の5%が上限**となります(詳細は分冊の「助成対象経費一覧表」を参照)。

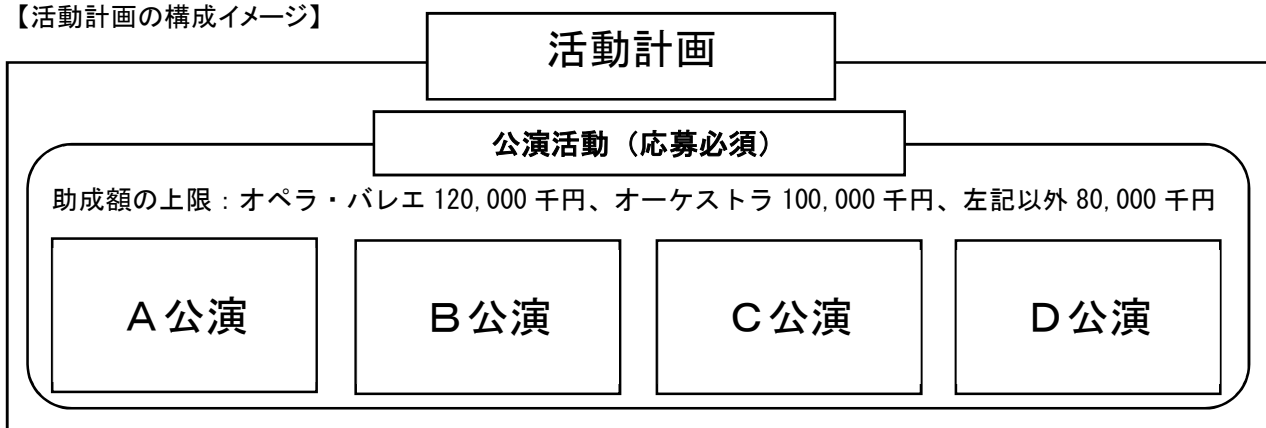
○ 概算払いの実施

複数年計画支援では、活動の規模(助成金額)を問わず、年間の活動全体の助成金額の**80%を上限**として、概算払いを受けることができます(詳細は P. 22 参照)。

○ 2年目、3年目の助成金額

複数年計画支援では、3年間の活動計画を採択しますが、**助成金額は、初年度の額を上限とします。**2年目、3年目の活動経費が初年度を上回る場合でも、**初年度の額を超えて助成することはありません。**

【活動計画の構成イメージ】



【音楽分野】

○ 助成の仕組み

芸術団体の集客努力を促し、より多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、多様な手段による収入の確保により、芸術団体の持続可能な発展を促すことを目的として、入場料収入のほか、民間助成金、民間寄付金、個人寄付金、協賛金、広告収入、会費収入等（以下、「寄付金等収入」という。）の額に応じて、助成を行います。

○ 助成金額の算定方法

助成対象経費（詳細は分冊の「助成対象経費一覧表」を参照）の合計額の範囲内において、助成対象活動の入場料収入、寄付金等収入にそれぞれ下記の係数を乗じた額の合計額が、助成金額となります。

- ・ 入場料収入の係数: 0.6(基準値) ※

※ 専門委員会の審査過程において、普及的な活動、意欲的な活動と判断された活動については、基準値以外の係数が適用されることがあります(基準値以外の係数の例: 0.4～1.1の範囲内で変動)。

- ・ 寄付金等収入の係数: 1.0

ただし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取る必要性が想定されることから、拡大防止のため客席数を減じて使用席数を設定する場合には、客席数を使用席数で除した割合（以下、「使用席数考慮割合」と言う。）を入場料収入の積算式に乗じることとします。

例 客席数: 1,500 人、使用席数: 1,200 人 使用席数考慮割合 1,500/1,200

なお、事業予算の制約上、助成金額満額が助成されるとは限りません。また、P. 9に示したように、1団体当たりの助成金額には、上限額が設定されますので、御留意ください。

【例1】助成対象経費<入場料収入×係数×使用席数考慮割合+寄付金等収入×係数の場合

助成対象経費: 100,000 千円 入場料収入: 130,000 千円

客席数: 1,500 人 使用席数: 1,200 人

寄付金等収入: 10,000 千円

- ①入場料収入×係数×使用席数考慮割合

130,000 千円×0.6×1,500/1,200=97,500 千円

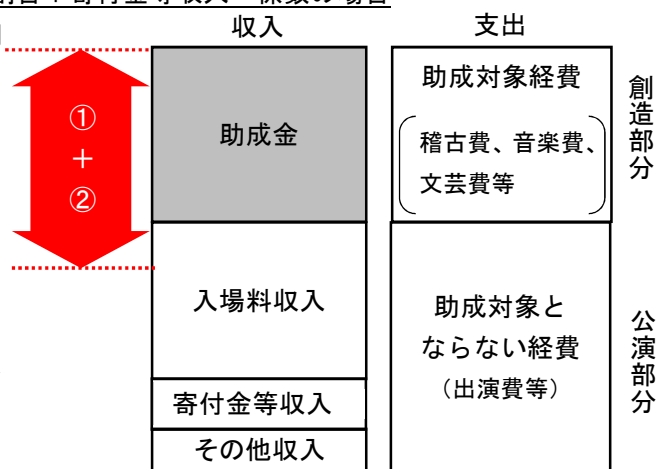
- ②寄付金等収入×係数

10,000 千円×1.0=10,000 千円

- ①+②=107,500 千円が、助成対象経費を上回るため、

助成対象経費が助成金の額となる。

→ 助成金額: 100,000 千円



【例2】助成対象経費≥入場料収入×係数×使用席数考慮割合+寄付金等収入×係数の場合

助成対象経費: 90,000 千円 入場料収入: 70,000 千円

客席数: 1,500 人 使用席数: 1,050 人

寄付金等収入: 20,000 千円

- ①入場料収入×係数×使用席数考慮割合

70,000 千円×0.6×1,500/1,050=60,000 千円

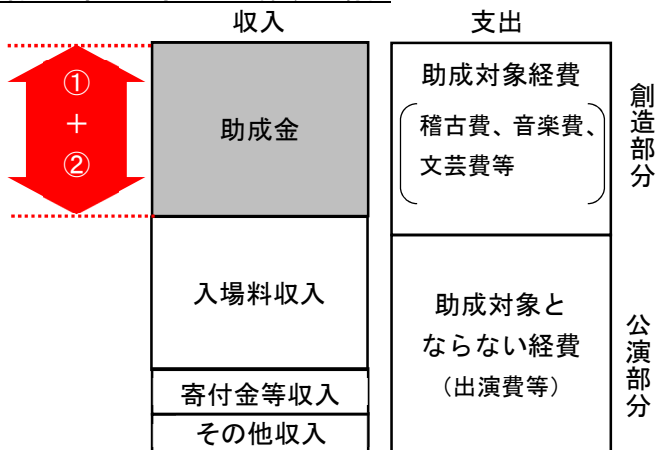
- ②寄付金等収入×係数

20,000 千円×1.0=20,000 千円

- ①+②=80,000 千円が助成対象経費を下回るため、

収入×係数の計(①+②)が助成金額となる。

→ 助成金額: 80,000 千円



【舞踊・演劇分野】

○ 助成の仕組み

芸術団体の集客努力を促し、より多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することを目的として、年間活動全体の総使用席数(以下、「総キャパ」という。)に対する有料入場率に応じて、助成を行います。

これにより、有料入場率の状況によっては、交付予定の助成金満額が交付されないこともあります。寄付金等収入を得た場合には、得た額と同額を減額分に補うことができます。

なお、年間活動全体の総キャパが3,000人に達していない団体は、複数年計画支援に応募することができません。(※1)

※1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行う必要性が想定されますが、拡大防止のため客席数を減じて使用席数を設定する場合であっても、総キャパの算定においては、拡大防止のための客席数は減じず、総キャパの算定を行ってください。

【総キャパ算定の例】

A 活動

- ①会場席数:1,000 人
- ②拡大防止による減:200 人
- ③その他要因による減:50 人
- ④総キャパ算定上の使用席数:①－③＝950 人
- ⑤実際の使用席数＝①－(②＋③)＝750 人

B 活動

- ①会場席数:1,500 人
- ②拡大防止による減:400 人
- ③その他要因による減:50 人
- ④総キャパ算定上の使用席数:①－③＝1,450 人
- ⑤実際の使用席数＝①－(②＋③)＝1,050 人

C 活動

- ①会場席数:800 人
- ②拡大防止による減:0 人
- ③その他要因による減:50 人
- ④総キャパ算定上の使用席数:①－③＝750 人
- ⑤実際の使用席数＝①－(②＋③)＝750 人

総キャパ＝A、B、C活動の④の合計 3,150 人 → 申請可

○ 助成金額の算定方法

助成対象経費(詳細は分冊の「助成対象経費一覧表」を参照)の合計額を助成金の交付予定額とし、年間活動終了後、交付予定額に有料入場率の結果に応じた下表に示す割合(%)を乗じて、最終的に助成金額を決定します。総キャパは、上記【総キャパ算定の例】に従って算定してください。

なお、有料入場率は、実際の使用席数に対して、何%の率であったかで助成金額を決定します。(実際の使用席数は、上記【総キャパ算定の例】の場合、⑤の合計:2,550 人になります。)

また、事業予算の制約上、助成対象経費の満額が助成されるとは限りません。P. 9に示したように、1団体当たりの助成金額には、上限額が設定されますので、御留意ください。

《舞 踊》

総キャパ	有料入場率 (実績値)	助成金額 (交付予定額に 対する%)
10,000 未満 (A)	75%以上	100%
	65%以上 75%未満	95%
	65%未満	90%
10,000 以上 (B)	70%以上	100%
	60%以上 70%未満	95%
	60%未満	90%

【算定例】

助成金交付予定額：60,000 千円

総キャパ：12,000 人

有料入場率(実績値)：68%

助成金額：60,000 千円×0.95＝57,000 千円

《演劇》

総キャパ	有料入場率 (実績値)	助成金額 (交付予定額に 対する%)
5,000 未満 (A)	80%以上	100%
	70%以上 80%未満	95%
	70%未満	90%
5,000 以上 10,000 未満 (B)	75%以上	100%
	65%以上 75%未満	95%
	65%未満	90%
10,000 以上 (C)	70%以上	100%
	60%以上 70%未満	95%
	60%未満	90%

【算定例】

助成金交付予定額：30,000 千円

総キャパ：9,000 人

有料入場率（実績値）：73%

助成金額：30,000 千円 × 0.95 = 28,500 千円

- 有料入場率の結果により助成金が減額となった場合の補填制度
寄付金等収入を得た場合には、得た額と同額を減額分に補います。

（例）上記の舞踊の例の場合

助成金交付予定額：60,000 千円

助成金額：57,000 千円

減額：3,000 千円

寄付金等収入：3,000 千円

減額分補填後の助成金額：60,000 千円

（例）上記の演劇の例の場合

助成金交付予定額：30,000 千円

助成金額：28,500 千円

減額：1,500 千円

寄付金等収入：1,500 千円

減額分補填後の助成金額：30,000 千円

【伝統芸能分野】

- 助成の仕組み

日本固有の文化芸術である伝統芸能の継承、発展を目的として、伝統芸能分野の活動計画に対して助成を行います。

- 助成金額の算定方法

助成対象経費（詳細は分冊の「助成対象経費一覧表」を参照）の合計額が助成金額になりますが、事業予算の制約上、助成金額満額が助成されるとは限りません。また、P. 9に示したように、1団体当たりの助成金額には、上限額が設定されますので、御留意ください。

【大衆芸能分野】

- 助成の仕組み

大衆芸能分野の活動の全国的な普及を図り、より多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することを目的として、申請する活動計画に、芸術団体の本拠地※での公演と合わせて本拠地以外での寄席公演や複数の地域を回る巡回公演等を含めることを必須とし、その全体の活動計画に対して助成を行います。

※ 本拠地とは、原則、芸術団体の主たる事務所が所在する都道府県を指します。

- 助成金額の算定方法

助成対象経費（詳細は分冊の「助成対象経費一覧表」を参照）の合計額が助成金の額となりますが、本拠地以外で行う活動について、公演本番の出演費の 1/2 を助成対象経費として選択した場合には、出演者の旅費の 1/2 についても助成対象経費とします。なお、事業の予算の制約上、助成金額満額が助成されるとは限りません。また、P. 9に示したように、1団体当たりの助成金額には、上限額が設定されますので、御留意ください。

公演事業支援（一般枠）

公演事業支援（一般枠）では、令和3年度に実施する個別の活動を助成します。1団体が申請できる活動数に、上限はありません。

○ 助成金額の算定方法

助成対象経費（詳細は分冊の「助成対象経費一覧表」を参照）の合計額が助成金額になりますが、事業の予算の制約上、助成金の満額が助成されるとは限りません。また、1団体が申請できる活動数に上限はありませんが、助成金の合計額には上限額が設定（P. 9を参照）されますので、御留意ください。

公演事業支援（ステップアップ枠）

若手の実演家やスタッフ等を中心に構成され、法人設立からの期間が比較的短いものの、その活動の発展性が目覚ましく、将来的に日本の芸術文化を牽引することが期待できる芸術団体が実施する、令和3年度の活動に対して助成します。

○ 助成金額の算定方法

助成対象経費（詳細は分冊の「助成対象経費一覧表」を参照）の合計額が助成金額になりますが、事業の予算の制約上、助成金の満額が助成されるとは限りません。また、助成金の合計額には上限額が設定（P. 9を参照）されますので、御留意ください。

○ 団体の法人設立年数による申請除外

ステップアップ枠に申請できるのは、**初回応募時（令和2年11月時点）において、法人設立10年以内**の芸術団体です。ただし、初回採択時に法人設立後10年以内であった団体は、2回目以降の申請において、設立後10年を超えていても、下記の「採択回数」を上限として、申請を行うことができます。

○ 採択実績による申請除外

過去に「舞台芸術創造活動活性化事業」又は「トップレベルの舞台芸術創造事業」の採択を受けたことがある団体は、ステップアップ枠には申請できません。

○ 採択回数

初回採択後5年間で3回（初回採択を含む。）※を上限とします。3回採択を受けた団体が引き続き支援を希望する場合は、複数年計画支援や公演事業支援（一般枠）に申請を行ってください。

※ 1年間に2活動採択された場合にも、採択回数は1回とします。

○ 申請活動数の上限

申請できる活動数は、**1団体2活動を上限**とします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置について

新型コロナウイルス感染症は、現時点においても収束の目途が立っておらず、令和3年度の活動実施時においても、政府や地方自治体から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る各種対応や入場者数の制限等について、要請が行われる可能性があります。

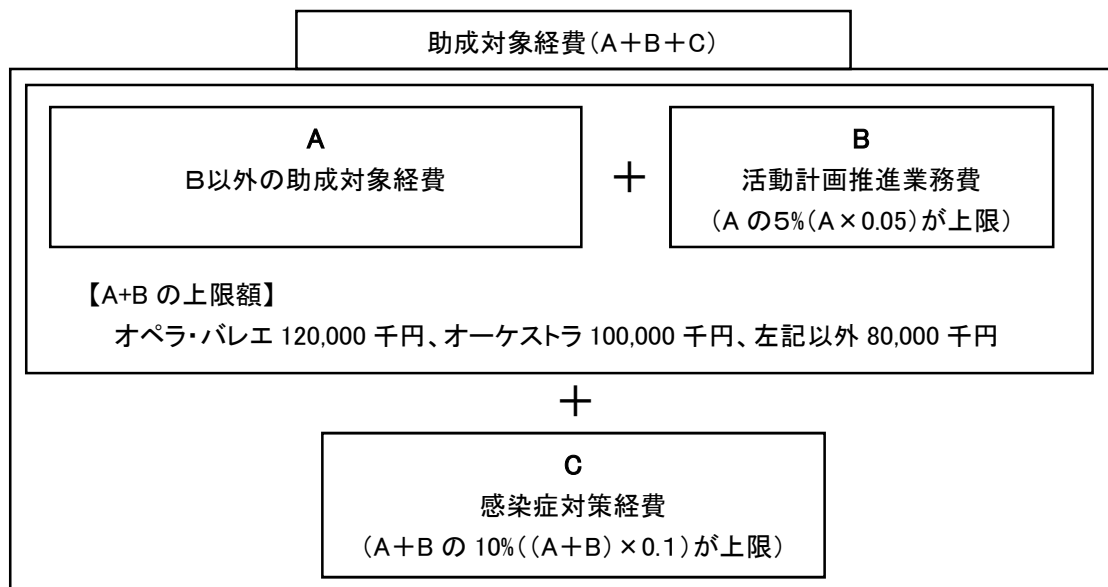
そのため、令和3年度事業においては、複数年計画支援、公演事業支援（一般枠、ステップアップ枠）いずれの支援区分においても、感染症対策経費を助成対象経費とします。なお、感染症対策経費は、感染症対策経費以外の助成対象経費の合計の10%を上限として、P. 9に示す上限額とは別枠で支援を行います。経費詳細については、分冊の「感染症対策経費」を御覧ください。

また、公演の模様をネット配信する場合の録音・録画・編集、著作権処理等に係る経費についても、助成対象経費とします。当該経費は、舞台費や文芸費等に計上してください。

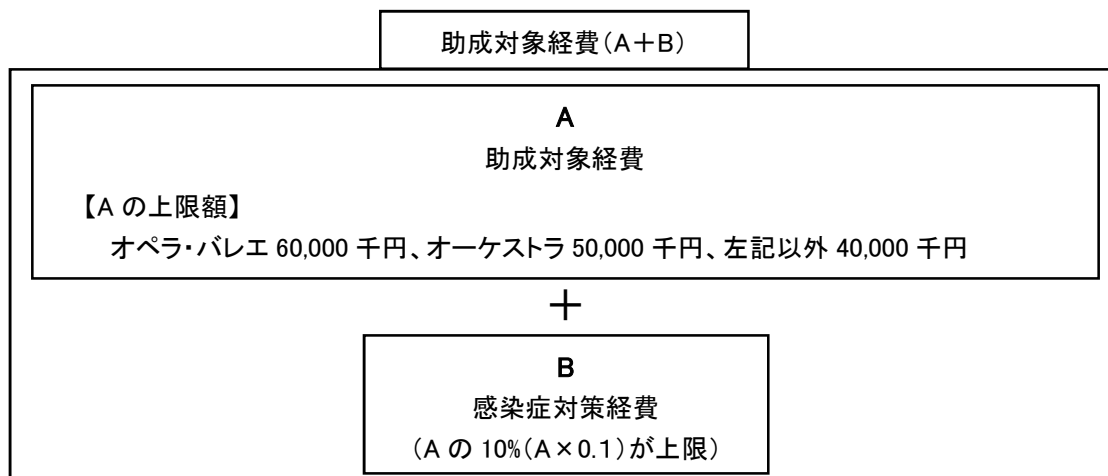
なお、活動の実施にあたっては、政府や地方自治体の要請に従っていただくとともに、各業界団体が公開しているガイドラインに即した感染防止策を徹底していただくようお願いいたします。

【助成対象経費のイメージ】

○ 複数年計画支援



○ 公演事業支援（一般枠、ステップアップ枠）



応募に当たっての留意事項

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演、招へい公演等）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動

※ 共催しない場合であっても、当振興会に支払いが生じる経費については計上できません。ただし、振興会が設置・運営する劇場を借りて実施する活動に要する会場使用料（付帯設備使用料を含みます。）、稽古場借料等についてはこの限りではありません。

- 文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動

※ 次々項「他の助成事業等への重複応募」参照

- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」（ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。）

- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動

- 教育や研究を主たる目的とする活動

※ 企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記載してください。

支援区分間の併願

舞台芸術創造活動活性化事業内で、一つの活動を複数の支援区分（複数年計画支援、公演事業支援（一般枠）、公演事業支援（ステップアップ枠））に併願することは、原則としてできません。

ただし、複数年計画支援に応募する場合は、例外として公演事業支援（一般枠）に併願することはできます（併願の方法等は分冊の「提出書類及び記入例」を御覧ください。）。なお、両方の支援区分に同時に採択されることはありません。

また、複数年計画支援に応募する団体が、一部の活動を複数年計画支援には申請せず、公演事業支援に申請することはできません（例：全6活動のうち、4活動を複数年計画支援に、2活動を公演事業支援にという申請は不可。）。

他の助成事業等への重複応募

本事業に応募する活動について、**当振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁の補助事業へ重複して応募することはできません。**また、**国の行政機関の委託費等が支出される活動を応募することはできません。**

重複応募できない事業の例は以下のとおりです（変更・追加等が発生する場合があります。）。

- 芸術文化振興基金
- 劇場・音楽堂等機能強化推進事業
- 国際芸術交流支援事業
- 戦略的芸術文化創造推進事業
- 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 等

また、**応募団体とは異なる主催者が当振興会や文化庁より補助金等を受ける場合についても、日程及び内容が重複する活動は応募することができません**（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です。）。例えば、本事業に応募している活動を共催者である劇場・音楽堂等が「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」に応募し、芸術団体が「舞台芸術創造活動活性化事業」に応募した場合は、重複応募に当たります。

文化庁の助成事業について、詳しくは文化庁のウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/>)

活動内容等の変更

助成金交付内定後に助成対象活動の内容(企画意図等)や助成対象経費に重要な変更が生じた場合、**交付要綱等に基づき、助成金の減額又は交付内定の取消しを行う場合がありますので、要望書作成段階から詳細な計画立案に努めてください**(未定の部分が多い場合、採否の判断にも影響します。)

ただし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられることから、その影響により、活動内容を変更せざるを得ない場合については、企画意図に沿った範囲での変更は認めることとします。

不正行為等に係る処分

経費の虚偽申告や過大請求等による助成金の受給等の不正行為を行った場合には、交付決定の取消し、助成金の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正内容の公表、補助金適正化法の罰則が課されることがあります。

なお、助成金の要望等に不正の事実があり交付内定や交付決定の取消しとなった場合や助成金を不正に支出し交付決定の取消しとなった場合は5年間、調査等を正当な理由なく拒否等し交付決定の取消しとなった場合は2年間、それぞれ応募することができません。詳しくは助成金交付要綱を御覧ください。

また、助成対象団体が団体として重大な違法行為を行った場合や、助成対象活動に出演するキャスト又は制作に関わるスタッフ等が犯罪などの重大な違法行為を行った場合には、「公益性の観点」から助成金の交付内定や交付決定の取消しを行うことがあります。

助成金の不正受給防止については、文化庁において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」がとりまとめられています。併せて御参照ください。

○「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」の掲載ページアドレス

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/hojokin/pdf/hojyokin_fuseiboushi_matome.pdf

助成対象活動決定に係る審査の仕組みと 事後評価の実施

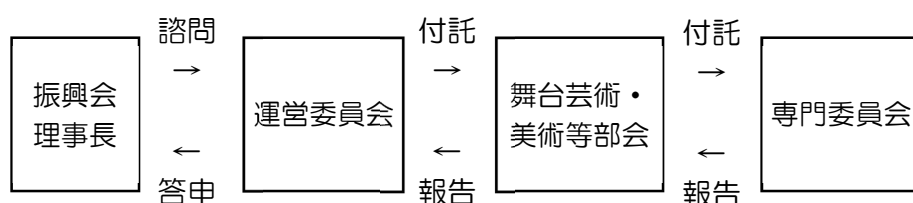
審査の仕組み

応募のあった活動については、当振興会理事長から運営委員会へ助成対象活動の選定について諮問を行います。これを受けて運営委員会から部会、さらに専門委員会へと順次調査審議（審査）の付託が行われます。

専門委員会では、分野ごとに審査方法を定めた上で、審査基準に基づき、要望書の内容について書面審査及びその結果に基づく合議審査が行われ、助成対象活動が選定されます。

専門委員会での審査結果をもとに、各部会では採択すべき助成対象活動及び助成金の額について審議が行われ、この結果が運営委員会に報告されます。

これを受けて運営委員会では慎重な審議が行われ、当該年度の助成対象活動と助成金の額を最終的に決定し、当振興会理事長に答申されます。



審査基準

審査基準は助成対象活動の決定に係る審査・公演等調査・事後評価等の全てにおいて評価の基準となる重要な事項になりますので、必ず御確認ください。

各分野の審査基準については、分冊の「審査基準」を御覧ください。

審査結果の通知

応募された活動の審査結果については、採否に関わらず令和3年3月末に文書により通知します。

プログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）の配置

『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する」こととされました。

また、『文化芸術推進基本計画（第1期）』（平成30年3月6日閣議決定）においては、「独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術の支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等（アーツカウンシル機能）の地域との連携・強化を図る」こととされました。

これらに基づき、当振興会では、助成事業がより一層有効・適切に実施されるよう、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の4分野において、プログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）を配置し、その専門的な知見を生かして、助言、審査、事後評価及び調査研究等の充実に取り組んでいます。

PD・POは、芸術団体から応募のあった各活動について、内容や経費について調査・分析を行い、審査を行う運営委員会に対し、専門的な視点から情報提供を行うほか、芸術団体との意見交換や芸術団体への助言等も行っています。

PD・POへのお問合せ先は下記のウェブサイトを参照してください。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/artscouncil/roster.html>)

事後評価について

助成対象となった公演活動については、審査に関わった専門委員や当振興会のPD・PO等が公演調査を行います。また、助成を受けた団体は、活動終了後に自己評価を行っていただき、評価結果を記載した実績報告書を当振興会に提出していただきます。活動終了の翌年度に、上記の公演調査結果や提出いただいた実績報告書等に基づき、助成対象活動が、採択に当たり期待された成果について企画どおりに実現されていたかどうか、運営委員会で審議し、振興会が事後評価を行います。これは、助成対象団体の活動の改善・発展に役立てていただくとともに、国の文化芸術政策のPDCAサイクルを十分に機能させるという観点から、「公的助成（社会的必要性に基づく戦略的な投資）がその目的を踏まえて実施されているか」「（例えば本事業による助成という）政策自体が有効であったか」という国の政策自体の検証のために行うものです。

従って、応募しようとする芸術団体には、戦略的な投資としての助成を受けることを踏まえて、活動内容を企画し、取り組むことが期待されています。

【事後評価の方法】

複数年計画支援と公演事業支援では、事後評価の方法に違いがあります。それぞれの評価方法は、下記のとおりです。評価結果は各団体にお伝えするとともに、PD・POとの意見交換会を行います。

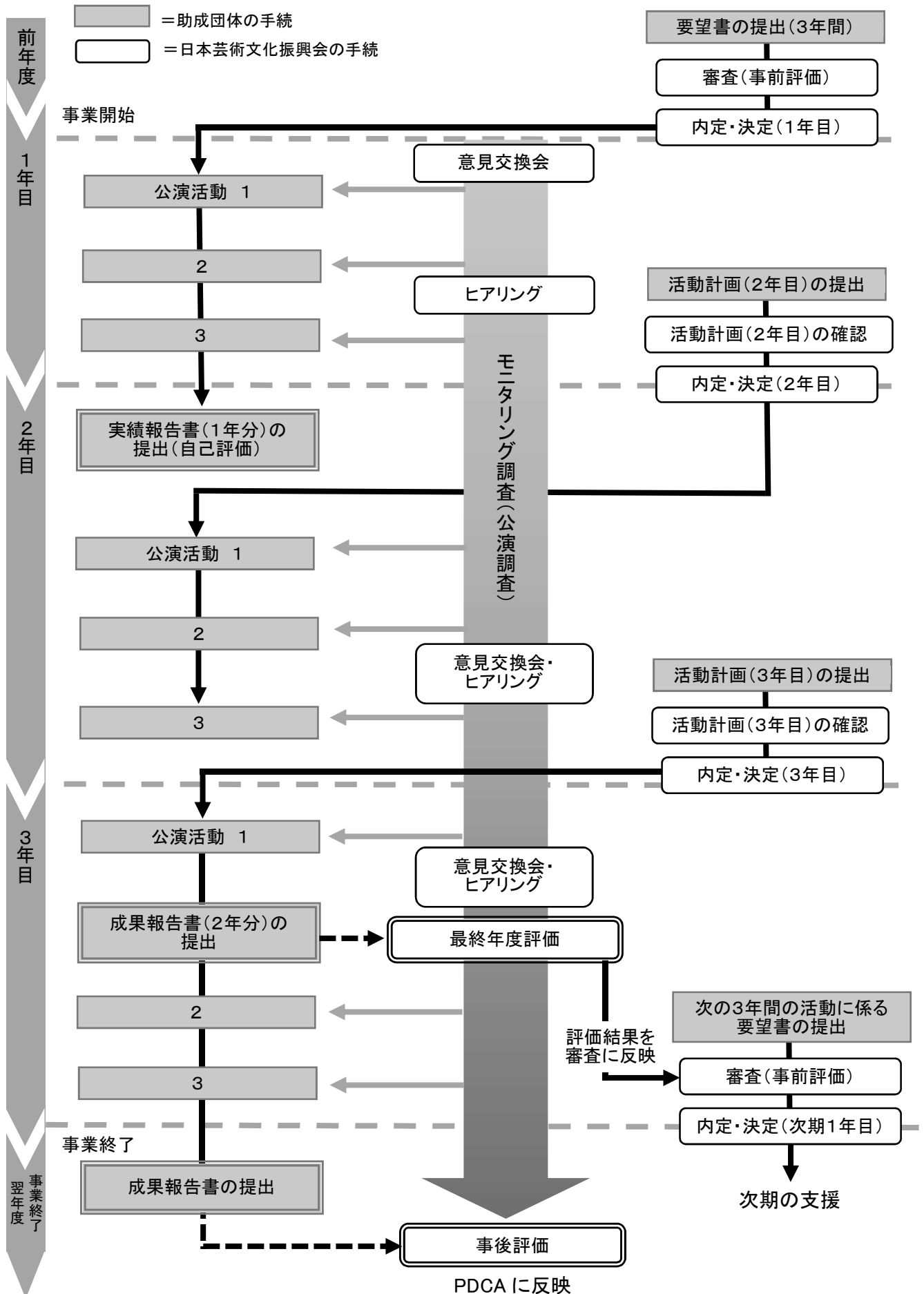
○ 複数年計画支援

複数年計画支援は、3年間の活動計画全体に対して助成します。各年度の活動については、モニタリング調査（公演調査）及びヒアリング、意見交換会を行い、3年目の夏頃には、次の3年間に引き続き応募する団体の採否の審査に反映させるための最終年度評価を行います。なお、活動計画全体の評価（事後評価）は、3年間の活動が終了した翌年度に行うことになります（評価の流れは次項のイメージ図を御参照ください。）。

○ 公演事業支援（一般枠、ステップアップ枠共通）

公演事業支援については、年度内に公演調査を実施し、活動を行った翌年度に事後評価を行います。

複数年計画支援における評価のイメージ図



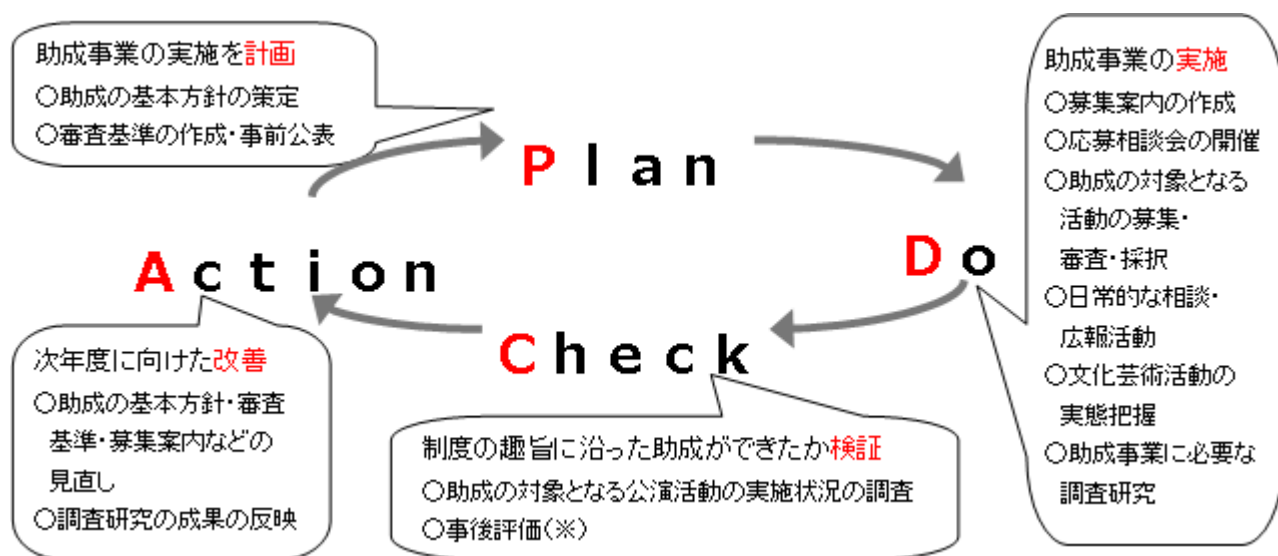
文化芸術活動に対する助成システムの機能強化とPDCAサイクル

(1) 当振興会では、助成の基本方針や審査基準を作成して事前に公表し、それを踏まえた事後評価を行うなど、「募集→審査・採択→助成の対象となる公演活動の状況の把握→事後評価→助成事業の改善」の流れを一貫して実施する取組を行い、文化芸術活動に対する助成システムの機能強化を図っております。

(2) PDCAサイクルとは、**計画の作成(Plan)**、計画に沿った**実行(Do)**、実行の結果を目標と比べる**検証(Check)**、発見された課題に対する**改善(Action)**の4段階を繰り返すことで、事業の質の向上を目指す取組です。

当振興会が行う事後評価は、国の文化芸術政策のPDCAサイクルを十分に機能させるための一つの方策として実施されます。本事業の趣旨に沿った助成ができたか検証を行い、次年度に向けた改善に生かされることとなります。

本事業におけるPDCAサイクルを確立する取組は以下のとおりです。



○ 助成を受けた**芸術団体も、団体としてのPDCAサイクルが必要**です。

助成の対象となる公演活動の実施が文化庁の政策目的の実現につながったかどうかについて、文化芸術団体自らが評価を行い、運営委員会の事後評価も踏まえながら、改善を行っていくことが必要です。

Plan : 助成の趣旨や審査基準を踏まえた活動の企画

Do : 助成の対象となる公演活動の実施

Check : 自己評価・観客アンケート・運営委員会による事後評価

Action : 上記 Check を生かした改善

(※事後評価の詳細については、P.19を参照してください。)

内定後(採択決定後)の手続きについて

助成金の交付に係る審査後の手続き

【活動開始前】

(1) 助成金交付申請書の提出

審査の結果、内定を受けた(採択された)団体が審査結果を受諾した場合には、助成金交付申請書(以下「申請書」という。)を所定の期間内に振興会に提出する必要があります。振興会は、申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付決定をし、交付決定通知書により当該団体に通知します。

【活動完了後】

(2) 助成対象活動実績報告書の提出

助成を受けた団体は、助成対象活動完了後、**所定の期間内に助成対象活動実績報告書(以下「実績報告書」という。)を振興会に提出する必要があります。**

振興会は、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により、当該団体に通知します。

なお、実績報告書を提出する際には、**銀行振込明細書、請求書、契約書及び領収書等、実際に経費を支払ったことが確認できる証拠書類も併せて提出する必要があります。**

(3) 助成金の交付(支払い)

助成金の額の確定後に、団体名義の口座に銀行振込にて助成金を交付します。ただし、一定要件を満たす場合には、助成対象活動の進捗に関係なく助成金の交付を受けられる「概算払い」が利用可能です(詳細については、次項目を参照)。

(4) 事後評価の実施

助成を受けた活動は、PD・PO、専門委員等による公演等調査の結果や団体が助成対象活動終了後に提出する実績報告書等の内容に基づき、**事後評価**を行います。評価の方法等は、複数年計画支援と公演事業支援(一般枠・ステップアップ枠)では異なります(P. 19「事後評価について」を参照)。

概算払いについて

交付決定済の活動であって、次の要件を満たす場合には、助成金の額の確定を受ける前であっても助成金の交付を受けられる「概算払い」が利用可能です。ただし、上限は交付決定額の80%です。

○ 複数年計画支援の採択団体

助成対象活動の進捗に関係なく、振興会において助成金の支払いが可能となった時点において、概算払いが受けられます。

○ 公演事業支援(一般枠、ステップアップ枠共通)の採択活動

助成金の額が200万円以上で、活動期間が60日を超えるものについては、助成対象活動の進捗に関係なく、振興会において助成金の支払いが可能となった時点において、概算払いが受けられます。

助成対象活動の経理

助成対象活動実績報告書提出時には、**助成対象経費に計上している全ての経費について、令和3年度(2021年4月1日～2022年3月31日)に自ら支払った経費であることを証明する書類(領収書、銀行振込明細書の写し等)の提出が必要**となります。

なお、助成対象経費の支払いが確実にに行われていることを明らかにする観点から、支払いは**原則として銀行振込**にて行ってください。

関係書類の保管

助成を受けた団体は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び銀行振込明細書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後**5年間保管**しなければなりません。当振興会に提出した書類についても、必ず控え（データ提出の場合はその原本）を保管するようにしてください。

関係書類が保管されていない場合は交付決定を取り消すとともに助成金の返還を求める場合があります。

なお、複数年計画支援の音楽・舞踊・演劇分野において採択された場合は、上記の書類に加えて、入場料収入等を証明する書類の保管が必要となります。詳細については別途お問合せください。

会計調査

助成対象活動について、当振興会の職員が団体を訪問して**助成対象活動の収入・支出に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがあります**。また、本助成事業は国からの補助金を財源に実施していることから、**助成対象活動は会計検査院による検査の対象**となります。

振興会の活動の広報等への協力

助成を受けた団体には、振興会の活動の広報協力を依頼することがあります。御協力をお願いいたします。

シンボルマーク及び助成事業名等の広報物への掲載

助成金交付内定・決定を受けた活動の実施に際して作製するチラシ、ポスター、プログラム等には、**必ず「文化庁シンボルマーク」を表示するとともに、「文化庁文化芸術振興費補助金」「舞台芸術創造活動活性化事業」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会」と記載**してください。

年度当初の活動など、印刷物への表示が難しい場合は、ウェブサイト等にて表示を行ってください。

また、チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物には、当該活動の主催者であることを明記してください。

○ シンボルマークの表示色

【カラー】プロセスカラーの場合 シンボルマーク：M100%+Y100%、ロゴ：K100%

特色の場合 シンボルマーク：DIC F240、ロゴ：K100%

【モノクロ】カラー印刷でロゴを強調させないデザインの場合など シンボルマーク：K70%、ロゴ：K100%

【単色の場合】 背景色に関わらず、黒、白のみ使用可

○ シンボルマークの使用マニュアル及び画像データは、文化庁ウェブサイトからダウンロードしてください。 (<http://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/>)

【表示例】

助成：  文化庁文化芸術振興費補助金(舞台芸術創造活動活性化事業)
 独立行政法人日本芸術文化振興会

助成：  文化庁文化芸術振興費補助金(舞台芸術創造活動活性化事業) | 独立行政法人日本芸術文化振興会


【英文記載例】

 Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan
 through the Japan Arts Council

要望書の作成・提出に当たっての留意事項

要望書の提出者

要望書の提出は、当該活動を企画した主催者であって助成金の交付を受けようとする芸術団体が行ってください。共催等の場合であっても同様です。当該活動を統括し、責任を持って実施する主催者が要望書を作成し、提出してください。また、チラシ、プログラム等の印刷物に当該活動の主催者であることの明記が必要です。

なお、要望書提出後の主催者の変更は認められませんので御注意ください。

要望書作成・提出時の確認事項

要望書等の作成・提出に当たっては、以下の項目を必ず確認してください。

- (1) 令和3年度より、要望書の提出方法がインターネットを介した電子申請に変更となります。紙媒体による要望書の提出は原則として認められませんので注意してください。
- (2) 審査は、提出された書類により行います。一旦提出された書類については修正を行うことはできません。また、基本的に当振興会から補正を求めることはしませんので、書類の作成に当たっては、くれぐれも不備のないよう注意してください（特に、印刷すると文字が見切れてしまうものが見受けられますので、提出前に印刷をするなど、適切に書類が作成されているかを確認してください。）。
- (3) 要望書の様式は定められた様式を使用してください。旧年度の様式は電子申請に対応しておりませんので、必ず新しい様式を当振興会のウェブサイトからダウンロードして使用してください。ダウンロードが難しい場合は、お問合せ先へ御連絡ください。
(<https://www.ntjjac.go.jp/kikin/grant/applicant/download02.html>)
- (4) 提出した要望書様式等については、必ず控えを保管するようにしてください（P. 23「関係書類の保管」参照）。
なお、提出された要望書様式等は、返却、差し替え等はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

提出期間・方法

応募については、「助成金交付要望書受付システム」に団体情報を登録した上で、要望書及び必要書類をアップロードしてください。

① 申請者情報登録（申請者ID取得） 令和2年10月1日（木）～11月20日（金）

助成金交付要望書受付システムに、団体情報を登録してください。

(<https://shinsei.ntjjac.go.jp/shinsei/>)

② 要望書提出（データ・添付書類のアップロード） 令和2年11月2日（月）10:00～11月20日（金）23:59

助成金交付要望書受付システムから、要望書及び必要書類をアップロードしてください。

※ 提出期間の最終日付近はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。

※ 電子申請の詳細については、システム内の「はじめて利用する方 利用手引」を御覧ください。

(<https://shinsei.ntjjac.go.jp/shinsei/www/guide/manual.html>)

※ 提出書類の中で取得した個人情報については、当振興会の助成金交付のための審査及び事後評価の目的以外には使用しません。

お問合せ先

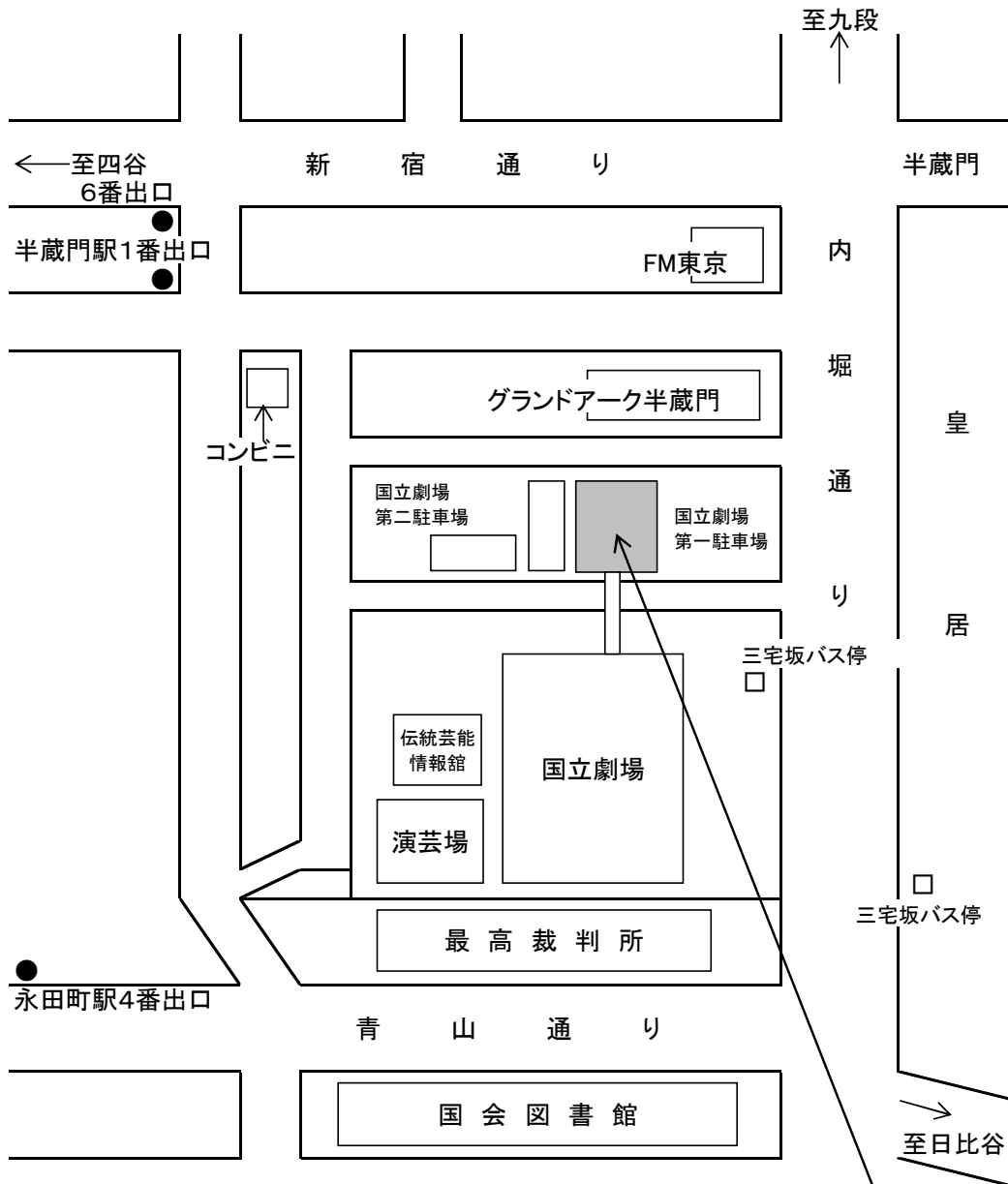
【要望書の記入等についてのお問合せ】

要望書の記入等について不明な点があれば、電話又は e-mail にて御相談ください。令和2年10月30日(金)まで、御相談を受け付けております。

【お問合せ先】

【住 所】	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課	
【電話番号】	音 楽	03-3265-6077、6213
	舞 踊	03-3265-6192、6365
	演 劇	03-3265-6178、6365
	伝統芸能・ 大衆芸能	03-3265-6394、6338
【e-mail】	geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp(芸術活動助成課)	
【FAX】	03-3265-7474	
【問合せ時間】	午前10時～午後6時(土・日・祝日を除きます。)	

独立行政法人日本芸術文化振興会案内図



独立行政法人日本芸術文化振興会基金部(事務棟1階)

交通

- ☆地下鉄／半蔵門駅(半蔵門線):1番出口又は6番出口から徒歩5分
永田町駅(有楽町線・半蔵門線・南北線):4番出口から徒歩7分
- ☆都バス／(晴海埠頭ー四ツ谷駅):三宅坂下車徒歩3分

提出及び問い合わせ先

【住所】	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人 日本芸術文化振興会 基金部芸術活動助成課	
【電話番号】	音楽	03-3265-6077、6213
	舞踊	03-3265-6192、6365
	演劇	03-3265-6178、6365
	伝統芸能	03-3265-6394、6338
	大衆芸能	03-3265-6394、6338
【e-mail】	geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp (芸術活動助成課)	
【FAX】	03-3265-7474	
【問い合わせ時間】	午前10時～午後6時(土・日・祝日を除きます。)	